

TMTU ジュニア強化指定選手制度について

平成 28 年 5 月 10 日 制 定
(一社)東京都トライアスロン連合
強 化 委 員 会

(一社)東京都トライアスロン連合(以下、「TMTU」と略す。)では、今後の国民体育大会・各種選手権・国際大会のトライアスロン競技において、大いに活躍が期待できるJTU 会員登録(中学生・高校生)の東京都所属選手より強化指定選手を認定し、これら選手の強化活動(強化合宿や大会派遣等)の成果を高めるために、各種支援を実施する。

1. TMTU ジュニア強化指定選手に認定されるための条件について

- ① 該当年度の(公社)日本トライアスロン連合会員登録者で、かつ(一社)東京都トライアスロン連合に所属している者。
- ② 日本国籍を有し、かつ該当年度の4月1日現在において中学生・高校生の身分を有する者。
- ③ 該当年度または前年度末にJTU 及び TMTU が主催する認定記録会、または他会場の認定記録会での公式認定記録を有すること。
- ④ ③の公式認定記録をもってTMTU が設けるジュニア強化指定基準を満たしていること。
但し、TMTU が指定する主要大会で優秀な成績を修めた者は、その記録を勘案し、強化選手指定の新規付与、または既存の強化指定選手の場合は、上位の強化指定区分を付与することがある。
- ⑤ 該当年度にトライアスロン選手として活動する意思を有していること。
- ⑥ 強化指定を受けるトライアスロン選手としての有望性及び礼節を有していること。

2. 認定・支援期間

原則1年間。但し、TMTU が指定する該当年度内とする。

3. 認定方法について

公式認定記録及び前年度の競技実績等を勘案の上、強化委員会で選定し、理事会の承認をもって認定する。

4. 主たる支援内容について

- ① 大会派遣及び大会エントリー費、大会遠征費用の補助
- ② 強化練習会・合宿への派遣及び参加費の補助

以 上